



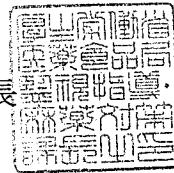
内

薬食監麻発第0223004号

平成21年2月23日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第36号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

#### 1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品として新たに乾燥細胞日本脳炎ワクチンを指定し、その検定手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

#### 2. 適用時期

公布日（平成21年2月23日）



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 保安林の指定施業要件を変更する件  
(同二四八)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二四)
- 自動車の型式を指定した件  
(国土交通一七二一八〇)
- 自動車の装置の型式を指定した件  
(同一八一九一八八)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件  
(同一八九一九四)
- 登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七)
- 〔告示〕
- 予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件  
(総務九一)
- 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務八八)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(厚生労働三四)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同三五)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同三六)
- 保安林の指定をする件  
(農林水産二四〇)
- 保安林の指定を解除する件  
(同二四一一四七)

内閣 金融庁 最高裁判所

- 保安林の指定施業要件を変更する件  
(同二四八)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二四)
- 自動車の型式を指定した件  
(国土交通一七二一八〇)
- 自動車の装置の型式を指定した件  
(同一八一九一八八)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件  
(同一八九一九四)
- 登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七)
- 〔告示〕
- 予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件  
(総務九一)
- 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務八八)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(厚生労働三四)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同三五)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同三六)
- 保安林の指定をする件  
(農林水産二四〇)
- 保安林の指定を解除する件  
(同二四一一四七)

〔官厅報生〕

国家試験

平成二十一年浄化槽設備士試験の施行について(国土交通省)

〔公 告〕

法務大臣 森 英介

平成二十一年二月二十三日

官厅

財団、商業登記抹消、司法書士懲戒

処分、製造たばこ小売定価、社会保

険労務士懲戒処分、建設業の許可の

取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

公債抽せん(東京都区)関係

会社その他

海上における射撃訓練を実施する件  
(防衛三〇、三一)

○海上における投下訓練を実施する件  
(海上保安庁七二)

○海上における射撃訓練を実施する件  
(防衛三〇、三一)

○海上における投下訓練を実施する件  
(同三一、三三)

○道路に関する件(東北地方整備局八)

○荒川水系に係る指定区間外の一級河

川に関する件  
(関東地方整備局三八、三九)

○道路に関する件  
(四国地方整備局一四)

○道路に関する件(沖縄総合事務局五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

省 令

法務省令第三号

商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)  
第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

鳥山支局」に改める。

この省令は、平成二十一年三月一日から施行す

る。

○厚生労働省令第十七号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一

十九条及び第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日  
厚生労働大臣 鈴添 要一

薬事法施行規則の一部を改正する省令  
十五号(9)中「外用剤」の下に「エチルメルクリ

チオサリチル酸ナトリウム六・五%以下を含有す

る貼付剤」を加える。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第

二十六号(9)中「一%」を「五%」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第

二十六号(9)中「一%」を「五%」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

- 3.3.3 細胞由来DNA含量試験  
製造用細胞由来のDNAをプローブとして用い、小分製品にしたときの1用量当たりの細胞由来DNAが1ng以下でなければならない。
- 3.4 小分製品の試験  
小分製品について、次の試験を行う。ただし、保存剤を使用しない場合は3.4.4を除く。
- 3.4.1 含湿度試験  
小分製品の含湿度測定法を準用して試験するとき、3.0%以下でなければならない。
- 3.4.2 pH試験  
一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、6.8~7.6でなければならない。
- 3.4.3 タン白質含量試験  
一般試験法のタン白質定量法を準用して試験するとき、1mL中に40μg以下でなければならない。
- 3.4.4 チメロサール含量試験  
保存剤としてチメロサールを用いる場合は、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、0.012w/v%以下でなければならない。
- 3.4.5 ホルムアルデヒド含量試験  
一般試験法のホルムアルデヒド定量法を準用して試験するとき、0.01w/v%以下でなければならない。
- 3.4.6 無菌試験  
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4.7 不活性試験  
4週齢のマウス10匹以上に、1匹当たり検体0.03mLを脳内に注射して14日間観察する。この間、いずれの動物も異常を示してはならない。
- 3.4.8 異常毒性否定試験  
一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4.9 力価試験  
マウスを免疫し、產生された中和抗体を適切な培養細胞上のラック減少法により測定する。
- 3.4.9.1 材料  
検体、参照日本脳炎ワクチン（以下「参考品」という。）及び中和試験用日本脳炎ウイルス（以下「中和用ウイルス」という。）を用いる。
- 「参考品」は、適当な濃度のリン酸塩緩衝液ナトリウム液による。検体及び参考品の希釈は、適当な濃度のリン酸塩緩衝液ナトリウム液による。
- 中和用ウイルスを生後3日以内の乳のみマウスの脳内に接種し発症したものと想定する。その遠心上清を適当に濾過、これを中和用ウイルス浮遊液とする。又は、その他の適切な方法により中和用ウイルス浮遊液を調整する。
- 3.4.9.2 試験  
検体及び参考品をそれぞれ希釈し、対数的等間隔の希釈を作る。
- 4週齢のマウス10匹以上を1群とし、各希釈に1群ずつを用いる。1匹当たり0.5mLを7日間隔で2回腹腔内に注射する。第2回注射の7日後に、全ての動物から等量採血し、血清を探り56℃で30分間加熱する。各群の血清をウシ胎児血清加イーグルMEM液で適当に希釈し、希釈血清と中和用ウイルス浮遊液の等量を混合し、36±1℃の恒温槽に1.5時間置く。各混合液をそれぞれ3ウイルス浮遊液上に10μLずつ接種する。別に中和用ウイルス浮遊液とウシ胎児血清加イーグルMEM液の等量を混合し、同様に36±1℃の恒温槽に1.5時間置いたものを、12ウェル以上の培養細胞上に100μLずつ接種し対照とする。その後、すべてのプレートを36±1℃のCO<sub>2</sub>インキュベーターに1.5時間置いた後、各ウェルに重層培地を添加し、36±1℃でのCO<sub>2</sub>インキュベーターで5~8日間培養する。培養終了後、各ウェルの重層培地上にホルマリン液を加え、固定する。ホルマリン固定終了後染色し、プラック数を数える。検体と参考品のブラック数をそれぞれ対照のブラック数と比較して、50%減少率を求め、各血清中の中和抗体値を算出する。対照のブラック数の平均は50±15%でなければならない。
- 3.4.9.3 判定  
試験の成績を統計学的に処理して比較するとき、検体の力価は参考品と同等以上でなければならない。

3.4.10 表示確認試験 血清学的方法によって行う。 附法及び有効期間 有効期間を別に定める。		
○ 動物実験抑制法(昭和四十一年) 薬事法(昭和二十一年法律第百四十四号)第四十一条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第二十一号)第五十八条及び第三十一条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第四十九条第一項の規定に基いて、薬事法第四十三条第一項の規定に基いても検定を要するものについては厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省令第一号七十九号)の一部を次のよう改正する。 平成二十二年四月三十日 一〇 動物実験抑制法(昭和四十一年) 厚生労働大臣 沢添 駒		
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 本脳炎ワクチン	800,800円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。
△ 動物実験抑制法(昭和四十一年) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	98本	△の表示は、本脳炎ワクチンの1皿を表示。
○ 動物実験抑制法(昭和四十一年) 生物学的製剤基準の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの条3.4(3.4.2, 3.4.4, 3.4.6及び3.4.10を除く。)に規定する試験法によるものとする。 一 鷹巣山地の森林の所在場所 栃木県芳賀郡森林法(昭和二十一年法律第百四十四号)第三十五條第一項の規定によれば、次のものより森林の指定をゆる。 平成二十二年四月三十日 一 勝林の所在場所 埼玉県花巻市大迫町内川 四川第一〇地割川〇一、川〇〇一五 111 指定施設要件 1) 指定の四丘 水源のかん養 II 日本の伐採の方針 1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 2) 在伐として伐採をすることがやれる立木 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標定伐期輪以上の ものとする。 3) 間伐に係る森林は、次の如きとする。 I 古木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及ぶ種類次のとおりとする。但し、やの関係書類を知 (次のことわざ)せ、省略し、やの関係書類を知 手県市及び花巻市役所に備え置して縦覽に供す る。 ○ 森林水産局規則(昭和四十一年) 森林法(昭和二十一年法律第百四十九号)第 一十一条第一項の規定によれば、次のものより保存林 の指定を解除する。 平成二十二年四月三十日 一 解除の理由 沿路用地とするため III 解除の理由 沿路用地とするため (次の図)は、省略し、やの図面を栃木県庁及 び田光市役所に備え置して縦覽に供する)		

農林水産大臣 石破 茂  
平成二十二年四月三十日